

# 第三期特定健康診査等実施計画

---

## 広島県自動車販売健康保険組合

最終更新日：平成 30 年 05 月 08 日

# 特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者の特定健診実施率が低い。</li> <li>被保険者、被扶養者ともに特定保健指導実施率が低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主と協働して、保健指導を受けやすい職場環境や健康的な職場風土の醸成を進める。</li> <li>被扶養者の特定健診未受診者を減少させ、健康意識を向上させる。</li> <li>特定健診の実施率を上げて健康維持・増進を図る。</li> </ul>
No.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣の改善については、改善するつもりはないが、男性29%が多い。</li> <li>身体活動については、1日1時間以上実施していない割合が、男女高い。</li> <li>特定健診受診者のメタボ該当者率は、被保険者の50歳から増加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活における身体活動量の増加を目的とした継続的な支援を行い生活習慣改善に対する意識の醸成を進める。</li> <li>被扶養者に対する健診受診率の増加を図り、健康意識を向上させる。</li> </ul>
No.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費総額では、5歳未満乳幼児、30歳～60歳の男性の医療費が最も高い。</li> <li>一人当たり医療費は、「循環器系疾患」、「新生物」、「消化器」、「腎尿路生殖器系疾患」が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児医療費については被扶養者に占める乳幼児の割合が1/4であることから、母親（父親）への育児等に関する情報を発信していく。</li> <li>「循環器系疾患」は、予防対策が可能であり、特定健診データからリスク者を特定可能であるため、最も介入効果が期待される疾病として位置づけ、対策を講じていく。</li> </ul>
No.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>新生物では、一人当たり医療費の総額で最も高いのが、男性が消化器系、女性が乳房である。</li> <li>男性の消化器系有病者数を年齢階層別に見ると、55歳～59歳が最も多い。</li> <li>女性の乳房・消化器系の有病者数を年齢階層別に見ると、40歳～44歳が最も多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>がん予防の啓発、がん検診の実施によってできるだけ早期発見、早期治療につなげるため、がん検診受診率の向上を目指す。（若年層にも発症あり）</li> </ul>
No.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病に関わる疾病の一人当たり医療費は、本人の「糖尿病」と「高血圧症」が最も高い。</li> <li>生活習慣病の有病者数は、「糖尿病」、「高脂血症」、「高血圧症」が最も多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「糖尿病」「高血圧症」などすでに生活習慣病を持つ加入者が必要な治療を適切に受け、必要な生活習慣改善が図れるように支援する保健指導の実施により重症化を防ぐことで、将来の医療費の適正化を目指す。</li> </ul>
No.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>3疾患での内服治療を受けていない者で、血圧値、血糖値が受診勧奨基準値以上の者が多数存在する。</li> <li>糖尿病の内服治療があり、受診勧奨基準以上の者で、HbA1cの値が最も高いグループの人数が最も多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健保組合の保健師による保健指導を受けることで生活習慣改善や医療機関受診につなげ、血圧値の改善を図り、重症化予防に結び付ける。（事業主とのコラボヘルスで進める重症化予防）</li> </ul>
No.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病における加入者の現状は、男性の肥満率が高い。</li> <li>男性は、改悪率が女性に比べて大きい。</li> <li>女性のリスク保有者の割合は減少しているが、男性は増加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健診結果で要精密検査となった者に対する医療機関への受診勧奨。</li> <li>特定保健指導対象者への健診機関（日帰り人間ドックを受検した機関）での保健指導実施率を向上させる。</li> </ul>
No.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>後発医薬品の使用割合は、本人は全健康保険組合より高いが家族は低い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品の使用割合は増加傾向ではあるが、継続的に差額通知を行い更なる認知度および意識を向上させる。</li> </ul>

基本的な考え方
-

## 特定健診・特定保健指導の事業計画

<b>1 事業名</b>	<b>特定健康診査</b>	対応する健康課題番号	<b>No.1, No.2</b>																																														
↓																																																	
<b>事業の概要</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>40歳以上75歳未満の被保険者、被扶養者を対象に、内臓脂肪に着目した特定健康診査の実施。4月から翌年2月を実施期間としている。</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>①被保険者（被扶養者含む）健診案内通知を事業所経由で配布 ②機関誌「健保だより」で案内</td> </tr> </table>		対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者	方法	40歳以上75歳未満の被保険者、被扶養者を対象に、内臓脂肪に着目した特定健康診査の実施。4月から翌年2月を実施期間としている。	体制	①被保険者（被扶養者含む）健診案内通知を事業所経由で配布 ②機関誌「健保だより」で案内	<b>事業目標</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="8">被保険者及び被扶養者の特定健診率の向上</td> </tr> <tr> <td>評価指標</td> <td>アウトカム指標</td> <td>H30年度</td> <td>H31年度</td> <td>H32年度</td> <td>H33年度</td> <td>H34年度</td> <td>H35年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受診率</td> <td>72.5%</td> <td>75.0%</td> <td>77.5%</td> <td>80.0%</td> <td>82.5%</td> <td>85.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アウトプット指標</td> <td>H30年度</td> <td>H31年度</td> <td>H32年度</td> <td>H33年度</td> <td>H34年度</td> <td>H35年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>案内通知配布率</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </table>		被保険者及び被扶養者の特定健診率の向上								評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度		受診率	72.5%	75.0%	77.5%	80.0%	82.5%	85.0%		アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度		案内通知配布率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者																																																
方法	40歳以上75歳未満の被保険者、被扶養者を対象に、内臓脂肪に着目した特定健康診査の実施。4月から翌年2月を実施期間としている。																																																
体制	①被保険者（被扶養者含む）健診案内通知を事業所経由で配布 ②機関誌「健保だより」で案内																																																
被保険者及び被扶養者の特定健診率の向上																																																	
評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度																																										
	受診率	72.5%	75.0%	77.5%	80.0%	82.5%	85.0%																																										
	アウトプット指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度																																										
	案内通知配布率	100%	100%	100%	100%	100%	100%																																										
<b>実施計画</b> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">H30年度</td> <td style="width: 33%;">H31年度</td> <td style="width: 33%;">H32年度</td> </tr> <tr> <td>特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。</td> <td>特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。</td> <td>特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。</td> </tr> <tr> <td>H33年度</td> <td>H34年度</td> <td>H35年度</td> </tr> <tr> <td>特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。</td> <td>特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。</td> <td>特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。</td> </tr> </table>				H30年度	H31年度	H32年度	特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。	特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。	特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。	H33年度	H34年度	H35年度	特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。	特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。	特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。																																		
H30年度	H31年度	H32年度																																															
特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。	特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。	特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。																																															
H33年度	H34年度	H35年度																																															
特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。	特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。	特定健診受診率の向上のための受診勧奨および結果の効果的な情報提供を実施。																																															

2 事業名 特定保健指導（契約健診機関）

対応する健康課題番号 No.6, No.7, No.1



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者/任意継続者	特定保健指導実施率の向上による生活習慣の改善							
方法	特定健診・日帰り人間ドックなどの健診を実施した健診機関において該当者に対して保健指導を実施。	評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
体制	①被保険者（被扶養者含む）健診案内通知を事業所経由で配布 ②機関誌「健保だより」で案内	増加率		0.5%	1%	1%	1%	1%	0.2%
		アウトプット指標		H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
		実施率		10.0%	11.0%	12.0%	13.0%	14.0%	14.2%
実施計画									
H30年度	H31年度	H32年度							
人間ドックの結果をもとに特定保健指導の同日実施、健康意識の向上を図る。	人間ドックの結果をもとに特定保健指導の同日実施、健康意識の向上を図る。	人間ドックの結果をもとに特定保健指導の同日実施、健康意識の向上を図る。							
H33年度	H34年度	H35年度							
人間ドックの結果をもとに特定保健指導の同日実施、健康意識の向上を図る。	人間ドックの結果をもとに特定保健指導の同日実施、健康意識の向上を図る。	人間ドックの結果をもとに特定保健指導の同日実施、健康意識の向上を図る。							

3 事業名 特定保健指導（組合保健師）

対応する健康課題番号 No.1, No.6, No.7



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/基準該当者	事業主とのコラボヘルスによる特定保健指導実施率の向上							
方法	メタボ対象の被保険者を対象に保健師1名と委託契約を結び、事業所担当者との日程調整等を行い、対象者の勤務先事業所（本支店）にて保健指導を実施。	評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
体制	就業時間中に特定保健指導がうけられるよう事業主と協議し、連携を図る。	実施率		12.0%	12.5%	13.0%	13.5%	13.5%	13.5%
		アウトプット指標		H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
		事業所数		5件	5件	5件	5件	5件	5件
実施計画									
H30年度	H31年度	H32年度							
事業主と連携した特定保健指導の実施率の向上。	事業主と連携した特定保健指導の実施率の向上。	事業主と連携した特定保健指導の実施率の向上。							
H33年度	H34年度	H35年度							
事業主と連携した特定保健指導の実施率の向上。	事業主と連携した特定保健指導の実施率の向上。	事業主と連携した特定保健指導の実施率の向上。							

4 事業名 特定保健指導（健保連共同事業）

対応する健康課題番号 No.1, No.6, No.7



事業の概要		事業目標							
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/基準該当者	事業主とのコラボヘルスによる特定保健指導実施率の向上							
方法	契約健診機関は広島県内に限られているため、県外の被保険者・被扶養者を対象に健保連広島連合会の共同事業で実施している。	評価指標	アウトカム指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
体制	就業時間中に特定保健指導がうけられるよう事業主と協議し、連携を図る。	連合会と共同事業で実施しているため（アウトカムは設定されていません）							
		アウトプット指標		H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
		実施率		2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%
実施計画									
H30年度	H31年度	H32年度							
事業所と㈱ホームナースが日程調整を行い、対象者の勤務先事業所にて実施する。	事業所と㈱ホームナースが日程調整を行い、対象者の勤務先事業所にて実施する。	事業所と㈱ホームナースが日程調整を行い、対象者の勤務先事業所にて実施する。							
H33年度	H34年度	H35年度							
事業所と㈱ホームナースが日程調整を行い、対象者の勤務先事業所にて実施する。	事業所と㈱ホームナースが日程調整を行い、対象者の勤務先事業所にて実施する。	事業所と㈱ホームナースが日程調整を行い、対象者の勤務先事業所にて実施する。							

特定健康診査・特定保健指導		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	1,966 / 2,713 = 72.5 %	2,036 / 2,715 = 75.0 %	2,104 / 2,715 = 77.5 %	2,172 / 2,715 = 80.0 %	2,239 / 2,715 = 82.5 %	2,307 / 2,715 = 85.0 %
		被保険者	1,638 / 1,920 = 85.3 %	1,701 / 1,920 = 88.6 %	1,747 / 1,920 = 91.0 %	1,791 / 1,920 = 93.3 %	1,837 / 1,920 = 95.7 %	1,873 / 1,920 = 97.6 %
		被扶養者 ※3	315 / 795 = 39.6 %	335 / 795 = 42.1 %	357 / 795 = 44.9 %	381 / 795 = 47.9 %	402 / 795 = 50.6 %	434 / 795 = 54.6 %
	実績値※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	120 / 460 = 26.1 %	130 / 464 = 28.0 %	140 / 468 = 29.9 %	142 / 468 = 30.3 %	143 / 470 = 30.4 %	144 / 472 = 30.5 %
		動機付け支援	20 / 160 = 12.5 %	26 / 164 = 15.9 %	32 / 168 = 19.0 %	34 / 168 = 20.2 %	35 / 170 = 20.6 %	36 / 170 = 21.2 %
		積極的支援	100 / 300 = 33.3 %	104 / 300 = 34.7 %	108 / 300 = 36.0 %	108 / 300 = 36.0 %	108 / 300 = 36.0 %	108 / 302 = 35.8 %
	実績値※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の(実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の(実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

個人情報の保護
<p>当組合は、広島県自動車販売健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。</p> <p>当組合に委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない</p> <p>当組合のデータ管理者は常務理事とする。また、データ利用者は当組合の職員及び当組合が委託した保健師に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を明記することとする。</p>

特定健康診査等実施計画の公表・周知
<p>組合のホームページに掲載し、公表・周知する。</p>

その他
<p>(1) 実施場所            特定健診は県内の被保険者及び被扶養者については健康保険組合の委託健診機関で実施する。            また、県外の被保険者及び被扶養者については、勤務地または居住地の健診機関で実施する。            特定保健指導は、①健康保険組合の委託健診機関で健診後に実施する。②健康保険組合と契約している保健師により、事業所又は健康保険組合入居ビルにおいて実施する。</p> <p>(2) 実施項目            実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラムに記載されている項目とする。</p> <p>(3) 実施時期            実施時期は通年とする。</p> <p>(4) 受検方法            ①健診の申込は、事業所を経由し健康保険組合に申込書を提出する。被扶養者、任意継続者は直接申込を受付実施する。            ②健康保険組合は、事業所及び健診機関宛へ受検の決定通知を送付する。            ③事業所又は受検者は健診機関と受検日時について連絡調整し、受検する。</p> <p>(5) 周知・案内方法            被保険者への周知は、健康保険組合が発行する機関紙やホームページを作成し、掲示するほか、事業所への通知により案内の徹底を図る。</p> <p>(6) データの保管            健診のデータは委託健診機関から電子データを月単位で受領して健康保険組合で保管する。            ただし、県外の委託健診機関以外で受検したもののデータは受検者から提供を受ける。            また、特定保健指導について委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。            なお、健診データの保管年数は5年とする。</p>